

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が土曜日、
休日は、翌日)

目 次

- ◇ 告 示
字の区域の変更(地方課)
- 国定公園の公園事業の一部決定(自然保護課)
- 土地改良区の役員住所変更(二件) (農村整備課)
- 土地改良事業の認可(三件) (〃)
- 土地改良事業計画の決定(〃)
- 土地改良法による換地処分(〃)
- 保安林の指定の解除予定(造林課)
- 土地収用法による事業の認定(管理課)
- 遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◇ 公安告示
職員の分限に関する手続及び効果に関する規則の一部を
改正する規則
- ◇ 人委規則

告 示

鳥取県告示第八百四十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、関金町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による大河原地区第一工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十二年十月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和六十一年七月一日現在の地番による。)
大字山口字西大河原	大字山口字西大河原のうち八四五の二、八四五の三、八四九の二から八四九の四まで、八五〇の三、八五一以外の区域
大字山口字大河原尻	大字山口字西大河原八四九の二から八四九の四まで、八五〇の三、八五一
大字山口字大河原尻	大字山口字大河原尻の全域
大字山口字大河原入江	大字山口字大河原八九三の六、八九三の七
大字山口字大河原	大字山口字大河原入江一〇七七の三
大字山口字大河	大字山口字大河原のうち八九三の六、八九三の七及び八九三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字山口字川端九六三の二、九六四の二、九六五の二、九六六及びこれらと一体をなす国有地 大字山口字大河原入江一〇六六の二、一〇七〇の二

大字山口字東大河原奥	大字山口字東大河原	大字山口字大河原入江	大字山口字山東大河原	大字山口字水上	大字山口字大河原奥	大字山口字川端
大字山口字山東大河原一〇五四の一〇、一〇五五の二九、一〇五五の三一及びこれらと一体をなす国所有地の一部	大字山口字東大河原奥一〇三と一体をなす国所有地の一部 大字山口字山白水一六三の二七の一部	大字山口字大河原入江一〇六八の二、一〇六八の四、一〇六八の二、一〇七〇の二、一〇七七の三、一〇八一の二の一部、一〇八一の三の一部及びこれらと一体をなす国所有地以外の区域 大字山口字東大河原一〇八五の八の一部	大字山口字山東大河原のうち一〇五四の一〇、一〇五五の二九、一〇五五の三一及びこれらと一体をなす国所有地の一部以外の区域	大字山口字水上ミのうち一〇四六の一、一〇四六の二、一〇四七の二以外の区域	大字山口字大河原奥の全域 大字山口字水上ミ一〇四六の一、一〇四六の二、一〇四七の二	大字山口字西大河原八四五の二、八四五の三 大字山口字川端のうち九六三の二、九六四の二、九六五の二、九六六及びこれらと一体をなす国所有地以外の区域

鳥取県告示第八百四十五号		鳥取県告示第八百四十四号	
事業の名称	鳥取県知事	自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第十二条第三項の規定に基づき、水ノ山後山那岐山国定公園の公園事業の一部を決定したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。	鳥取県知事
位置	尾 邑 次	その関係図面は、鳥取県衛生環境部自然保護課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。	
事業の名称	鳥取県八頭郡智頭町（芦津溪）	昭和六十二年十月二十三日	
位置	尾 邑 次		
事業の名称	鳥取県八頭郡智頭町（芦津溪）	大字山口字東大河原一〇八九の三の一部、一〇八九の四及びこれらと一体をなす国所有地 大字山口字東大河原奥のうち一〇三と一体をなす国所有地の一部以外の区域 大字山口字山白水一六三の九四から一六三の九六まで	
位置	尾 邑 次	大字山口字山白水のうち一六三の二七、一六三の九四から一六三の九六まで以外の区域	
事業の名称	鳥取県八頭郡智頭町（芦津溪）	大字山口字東大河原一〇八五の八の一部 大字山口字山白水一六三の二七の一部 大字山口字白水の全域	
位置	尾 邑 次		

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり佐治村土地改良区から役員の仕事に變更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年十月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理事	森田 泰男
變更前	八頭郡佐治村大字大井一二四
變更後	八頭郡佐治村大字大井六一三一

鳥取県告示第八百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり日野川左岸土地改良区から役員の仕事に變更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年十月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理事	長原 境
變更前	西伯郡岸本町坂長八八〇
變更後	西伯郡岸本町坂長八八〇一一

鳥取県告示第八百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、米子市四ヶ村堰土地改良区が行う土地改良事業（農業用河川工作物応急対策事業榎原地区農業用排水）を昭和六十二年十月十九日認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十二年十月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、中山町が行う土地改良事業（農村地域定住促進対策事業長野地区農道整備）を昭和六十二年十月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十二年十月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）助谷地区区画整理）を昭和六十二年十月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十二年十月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営広域営農団地農道整備事業西伯地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場、会見町役場、岸本町役場及び溝口町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、関金町が行う土地改良事業に係る大河原地区第一工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十二年十月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百五十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年十月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市河内字猪呼谷（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市

役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百五十三号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年十月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 起業者の名称 用瀬町
- 二 事業の種類 用瀬町「流しびなの館」新設事業
- 三 起業地
- 1 収用の部分 八頭郡用瀬町大字別府字ジャクロ及び字田井ノ上地内
- 2 使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所 用瀬町役場

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七十四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十二年十月二十三日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

遊技機の種類		製造業者名
型	式	
ストラライカー三		株式会社まさむら遊機
オリオン		
シルバークシャトル七号		
ザ・デーモン		
エクセル三		
スピニングホール三		
プレイン二		
ファンリーズ		
アルダー		
ロッキー		
ジャンケンブラウンパート二		株式会社大同

ばちんこ遊技機

ラックハンター		
マップーII		
ニュービック七パート一		株式会社大一商會
ニュービック七パート三		
ニュービック七パート四		
スーパーキーP一		株式会社ソフィア
ダイスマン		
サイクロンエースIII		株式会社ニューギン
キングハンター		

人事委員会規則

職員の分限に関する手続及び効果に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年十月二十三日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十五号

職員の分限に関する手続及び効果に関する規則の一部を改正する規則

職員の分限に関する手続及び効果に関する規則（昭和二十六年九月鳥取県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条を削る。

第五条第三項を削り、同条を第四条とし、第六条を第五条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百円（送料を含む。）】